

建設工事に係る測量、設計、建設コンサルタント等の 委託業務の最低制限価格の適用について

橋本市では、委託業務の適正な水準を保ち、過度な低入札価格による受注を防止し事業者の健全な育成を図るために平成27年6月以降に実施する測量・設計等の委託業務に係る競争入札案件の一部について、変動型最低制限価格を設定いたします。案件ごとの最低制限価格適用の有無については、指名競争入札執行通知書に記載いたしますので、入札参加の際には記載内容に十分注意してください。

1 対象業務

対象となる委託業務は、建設工事に係る測量、設計、建設コンサルタント等の委託業務のうち、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 予定価格(消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。)が50万円を超える委託業務で入札に付するもののうち、市長が必要と認める委託業務
- (2) その他市長が必要と認める委託業務

2 算出方法

最低制限価格は、次式により算出します。

なお、「入札書記載金額の平均額」の算出は、予定価格を超過した入札を除いて行います。

$$\text{最低制限価格(税抜き)} = \text{入札書記載金額の平均額} \times 0.70 \text{ (1円未満切り捨て)}$$

計算例

予定価格900,000円(税抜き)

		業者名	金額	失/落
低	1	A	480,000 円	失格
	2	B	685,000 円	落札
	3	C	783,000 円	
	4	D	800,000 円	
	5	E	820,000 円	
	6	F	820,000 円	
高	7	G	870,000 円	



算定数	7	7者
平均額	751,142	5,258,000 ÷ 7
最低制限価格	525,799	751,142 × 0.7
入札結果	失格者	A
	落札者	B
	落札率	0.7611

※要綱については橋本市のホームページをご覧ください。